

徳島県告示第百五十三号

平成三十一年四月十三日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により令和五年四月十二日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和五年四月十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

折野加入区